議第５９号　呉市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下「法」といいます。）等の一部改正による引用条文の移動等に伴い，所要の規定の整理を行うものです。

２　法の一部改正の内容

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第５８号）により，中小企業者による事業承継の円滑化を図るための法の一部改正が行われました。

３　施行期日

公布の日